事 務 連 絡 令和2年3月19日

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局) 御中

> 厚 生 労 働 省 医 政 局 医 事 課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の 臨時的・特例的な取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合の電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて、本年2月28日付で「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「2月28日事務連絡」という。)を発出し、貴管下の医療機関、薬局等への周知をお願いしたところです。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための更なる対応として、新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた相談・診療等の臨時的・特例的な取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑み た臨時的・特例的な取扱いであり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止 する際には、厚生労働省からその旨を連絡することとするので、ご留意いただくようお願い いたします。

- 1. 慢性疾患等を有する定期受診患者等に対する診療等について
  - (1) これまでも処方されていた慢性疾患治療薬の処方について 既に診断されている慢性疾患等について、これまでも処方されていた慢性疾患治療 薬を電話や情報通信機器を用いた診療により処方する場合は、2月 28 日事務連絡で 示した留意点に沿って実施すること。
  - (2) 発症が容易に予測される症状の変化に対する処方について

既に診断され治療中の慢性疾患等を有する患者について、当該患者が複数回以上受診しているかかりつけ医等が来院による新型コロナウイルスへの感染の危険性や当該患者の疾患の状態等を考慮した上で治療上必要と判断した場合に限り、当該患者の原疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない慢性疾患治療薬を電話や情報通信機器を用いた診療により処方することは、可能であること。ただし、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げる要件を満たす必要があること。

① 既に当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っている場合

オンライン診療を行う前に作成していた診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記するとともに、当該診療計画の変更について患者の合意を得ておくこと。なお、上記により追記を行う場合においては、オンライン診療により十分な医学的評価を行い、その評価に基づいて追記を行うこと。また、本事務連絡の取扱いの廃止後においては、直接の対面診療を行うこと。

② これまで当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っていない場合(既に当該患者に対して(1)により電話や情報通信機器を用いた診療を行っている場合を含む。)

電話や情報通信機器を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し、合意を得ておくこと。また、その説明内容について診療録に記載すること。なお、本事務連絡の取扱いの廃止後においては、直接の対面診療を行うこと。

(3) 処方箋の送付や薬局における調剤、服薬指導の取扱いについて

上記(2)の場合における処方箋の送付や薬局における調剤、服薬指導の取扱いについては、上記(1)の場合と同様に、2月28日事務連絡で示した留意点に沿って実施すること。なお、処方箋には、本事務連絡に基づく処方であることを明記すること。

- 2. 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者に対する診療等について
  - (1) 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療について 継続した発熱等、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療については、2月

28 日事務連絡においても示したとおり、「視診」や「問診」だけでは正確な診断や重症度の評価が困難であり、初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合、重症化のおそれや他の疾患を見逃すおそれもあることから、初診で電話や情報通信機器を用いた診療を行うことが許容される場合には該当せず、直接の対面による診療を行うこと。

- (2) 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者に対する健康医療相談や受診勧奨について 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者からの求めに応じて、電話や情報通信機器 を用いて、対面を要しない健康医療相談や受診勧奨を行うことは可能であること。(遠 隔健康医療相談やオンライン受診勧奨の定義等については、「オンライン診療の適切 な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省策定)に記載しており、詳細は別紙 のとおり。)
- (3) 感染が拡大した場合の症状が無い感染症患者等に対する在宅での経過観察について現行では、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき入院措置を行って治療することとされているが、今後の感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合、PCR 検査の結果が陽性の患者であっても、高齢者や基礎疾患を有する方等に該当せず、症状が無い又は医学的に症状が軽い患者については、在宅での安静・療養とすることも想定される。

新型コロナウイルス感染症の診断や治療が直接の対面診療により行われた患者に対して、在宅での安静・療養が必要な期間中に、在宅での経過観察結果を受けて、当該患者の診断を行った医師又は、かかりつけ医等からの紹介に基づき新型コロナウイルス感染症の診断や治療を行った医師から情報提供を受けた当該かかりつけ医は、患者の求めに応じて診療を行う場合は、その医師が必要と判断した場合に限り、電話や情報通信機器を用いた診療により、それぞれの疾患について発症が容易に予測される症状の変化に対して必要な薬剤を処方して差し支えないこと。